

第四十六回国 参議院大蔵委員会會議録第十七号

(二二〇)

昭和三十九年三月十九日(木曜日)

午前十一時二十一分開会

委員の異動

三月十八日
辞任 徳永 正利君 青木 一男君
鍋島 直昭君 田中 茂穂君
高橋 衛君 佐野 廣君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長 新谷寅三郎君
理事 柴田 榮君
西川甚五郎君
成瀬 幡治君
渋谷 邦彦君
天田 勝正君

委員

大竹平八郎君
栗原 祐幸君
佐野 廣君
津島 壽一君
日高 広為君
堀 末治君
柴谷 要君
野々山一三君
野澤 勝君
原島 宏治君
鈴木 市藏君

政府委員

大蔵政務次官 齋藤 邦吉君
大蔵大臣官房 松井 直行君
財務調査官 大蔵省主税局長 泉 美之松君

事務局側

常任委員 坂入長太郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○法人税法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨十八日徳永正利君、鍋島直昭君、高橋衛君が辞任され、その補欠として青木一男君、田中茂穂君、佐野廣君が選任されました。

○委員長(新谷寅三郎君) 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上いずれも予備審査の三案を一括議題といたします。

まず、三案につきまして、提案理由の説明を順次聴取することにいたします。

○政府委員(齋藤邦吉君) ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、

提案の理由及びその概要について御説明申し上げます。

最初に、所得税法の一部を改正する法律案について、御説明申し上げます。

政府は、今後におけるわが国の社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度を確立するため、一昨年度税制調査会を設け、鋭意検討を加えてまいりましたが、昨年末、同調査会から、最近における経済情勢の推移に際して、現行税制につき、さしあたり改正を必要とする事項について、昭和三十九年度の税制改正に関する臨時答申を得たのであります。

その後、政府におきまして、同答申を中心にさらに検討を重ねた結果、昭和三十九年度におきましては、中小所得者に重点を置いて所得税の負担を軽減するとともに、当面要請される企業資本の充実と設備の更新を促進し、産業の国際競争力の強化に資する等のための措置を講ずることとし、国税において平年度千三百七十億円程度の減税を行なうこととしたのであります。

これらの税制改正諸法案のうち、今回、ここに、所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

まず、所得税法の一部を改正する法律案の内容について、その大要を御説明申し上げます。

第一は、中小所得者を中心とする所得税負担の軽減をはかることとあります。すなわち、基礎控除を現在の十一万円から十二万円に、配偶者控除を現

在の十万五千円から十一万円に、それぞれ引き上げることとするほか、五万円の扶養控除額が適用される年齢区分を、現在の十五歳以上から十三歳以上に引き下げてその範囲の拡大をはかることと、十三歳未満の扶養親族の扶養控除額についても、現在の三万五千元を四万円に引き上げることとしております。

また、最近における給与支給額の上昇等を考慮して、専従者控除について、青色申告者の場合は、年齢二十歳以上の専従者の控除限度額を現在の十二万五千円から十五万円に、二十歳未満の専従者の控除限度額を現在の九万五千円から十二万円に、白色申告者の場合は、その専従者の控除額を現在の七万五千円から九万円に、それぞれ引き上げることとするほか、特に給与所得者の負担の現状に顧み、給与所得控除について、定額控除を現在の一万円から二万円に、控除限度額を現在の十二万円から十四万円に、それぞれ引き上げることとしております。

以上申し述べました諸控除の引き上げにより、夫婦子三人の計五人家族の標準世帯を例にとりまして、所得税が課されない所得の限度は、給与所得者では、現在の約四十三万円までが約四十八万円までに、事業所得者のうち、青色申告者については現在の約三十九万円までが約四十三万円までに、白色申告者については現在の約三十三万円が約三十七万円までに、それぞれ引き上げられることになるのであります。

次に、退職所得の特別控除額について、現在、在職期間の年齢区分に応じ四十歳まで三万円、四十歳超五十歳まで四万円、五十歳超五十五歳超五十七歳超六十歳超六十二歳超六十四歳超六十六歳超六十八歳超七十歳超七十二歳超七十四歳超七十六歳超七十八歳超八十歳超八十二歳超八十四歳超八十六歳超八十八歳超九十歳超九十二歳超九十四歳超九十六歳超九十八歳超百歳以上の年齢区分を廃止して一律に勤務一年につき五万円とすることとし、また、生命保険料控除について、支払保険料の金額が控除される限度額を、現在の一万五千円から二万円に、その控除の最高の限度額を、現在の三万二千五百円から三万五千円に、それぞれ引き上げるとともに、住宅または家財について支払った損害保険料について、保険期間等が十五年未満の短期の火災保険の場合は二万円を、保険期間等が十五年以上の長期の建物更替共済等の場合は五万円を、それぞれ限度としてこれを課税所得から控除する制度を創設することとしております。

さらに、譲渡所得等の特別控除額について、現在の十五万円の定額控除額を免税点方式を加味した方式に改め、三十万円までの所得は課税しないこととするとともに、三十万円から四十五万円までの所得についての控除額を引き上げるほか、寄付金控除制度についても、控除対象限度額を、現在の所得の一〇%から所得の二〇%に、控除額を、現在の控除対象寄付金の二〇%から三〇%に、それぞれ引き上げることとしております。

第二に、所得税制の整備合理化措置の一環として、短期保育の資産の投機的な譲渡による所得に対する課税について、半額課税等の方式をとらないこととする。芸能法人の受ける報酬または料金について新たに所得税の源

泉徴収を行なうこととする、勤労学生控除の対象となる勤労学生の要件のうち、合計所得の制限額を現在の二十万円から二十五万円に引き上げること、申告書の公示限度を、現在の二百万円から五百万円に引き上げること、昭和三十九年分の予定納税基準額の計算の簡素化をはかること等、所要の規定の整備をはかることとしたしております。

なお、ただいま申し上げました所得税法の一部を改正する法律案につきましては、別途、所得税法の一部を改正する法律案中修正案を提出いたしましたので、その趣旨を御説明申し上げます。

ただいま申し上げました所得税法の一部を改正する法律案中別表第三の給与所得の所得税源泉徴収額表の一部につきまして、計算上の手違いから誤謬がありましたので、これを改めるため、この法律案の一部を修正いたしたいと存じまして、所得税法の一部を改正する法律案中修正案を提出いたした次第でございます。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

法人税法におきましては、中小企業者の税負担の軽減措置の一環として、普通法人の各事業年度の所得に対する法人税の軽減税率の適用限度額を現在の二百万円から三百万円に引き上げるとともに、同族会社の課税留保所得を計算する場合の控除額を、現在の所得金額の一五%と百万円とのいずれか大きい金額から所得金額の二〇%と百万円

とのいずれか大きい金額に引き上げることとしたしております。

最後に、租税特別措置法の改正について御説明申し上げます。

政府は、昭和三十九年度税制改正の一環として、さきに提出いたしました所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案等の改正諸法案に引き続き、企業の国際競争力の強化及び自己資本の充実、資本市場の育成並びに科学技術の振興等の措置を講ずる必要があるもので、ここにこの法律案を提出いたす次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、その大要を申し上げます。

第一は、輸出所得の特別控除制度は、本年三月末にその適用期限到来と同時に廃止するわけでありましたが、国際収支の安定改善をはかることが緊要でありますので、この際企業の国際競争力の強化等に資するため、次の措置を講ずることとしております。

その一は、輸出増し償却制度について、その適用期限を三年間延長するとともに、普通償却額に輸出割合を乗じた額の八〇%に相当する額を割り増し償却の範囲額とすることとし、制度の簡素合理化をはかることとしております。

その二は、技術輸出所得控除制度につき、その適用期限を五年間延長するとともに、取引基準にかかる控除割合を、海外への技術提供による収入金額の五〇%から七〇%に引き上げ、さらに、その適用対象に對外支払い手段を対価とするコンサルティング業務の収入及び輸出貨物の運送その他對外支払

い手段を対価とする運送業務の収入を含め、この場合の取引基準にかかる控除割合は、それぞれ収入金額の二〇%又は三〇%とすることとしております。

その三は、海外市場の開拓に必要な特別の支出に備えるため、昭和三十九年四月一日から五年間、商社については輸出取引額の〇・五%、製造業者については同じく一・五%相当額の損金算入を認める海外市場開拓準備金制度を創設することでありまして、

なお、右の準備金にかえ、中小企業が共同して行なう市場調査費用等に充てるため、商工組合に対し輸出を行なう所屬組合員が納付する賦課金でその賦課基準が当該組合員の輸出取引額の二・五%以下のものについては、これを損金に算入するとともに、その賦課金の納付を受けた商工組合について、それに見合う中小企業海外市場開拓準備金の設定を認めることにより、その賦課金の非課税留保を認めることとしております。

その四は、新開発地域に対する投資を促進するため、昭和三十九年四月一日から五年の間に行なわれる新開発地域に対する特定の投資について、その取得価額の二分の一相当額以下の金額の損金算入を認める海外投資損失準備金制度を創設することでありまして、

第二は、企業の資本充実に資する見地から、支払い配当に対する法人税率を二八%から二六%に軽減することとしております。これに伴い、年所得三百万円以下の部分に対応する支払い配当及び特別法人の支払い配当に対する法人税率も、二四%を二二%に、二〇%を一九%に、それぞれ軽減することとしております。なお、配当受け

取り株主の益金不算入割合及び配当控除割合は据え置くこととしております。

第三は、資本市場の育成に資するため、新たに次の措置を講ずることとしております。

その一は、証券投資信託の収益分配金について、昭和四十年三月三十一日までに支払われるものに對し、五%の税率による源泉分離課税方式を採用することでありまして、

その二は、証券取引において生ずる事故についての証券業者の補償責任の明確化をはかる措置の一環として、昭和三十九年四月一日から五年の間、売買株式数を基準として一定の割合で積み立てた証券取引責任準備金の損金算入制度を創設することでありまして、

第四に、科学技術の振興に資するため、次のような措置を講ずることとしております。

その一は、現行の試験研究用機械設備等の初年度三分の一特別償却制度及び開発研究用機械設備等の初年度十分の一特別償却制度を統合して、その拡大をはかり、昭和三十九年四月一日から三年の間に取得した開発研究機械等については、初年度において取得価額の九五%相当額を償却できることとするのであります。

その二は、鉱工業技術研究組合に対する支出金の特別償却制度について、その償却割合を、初年度において七〇%、自後二年間にそれぞれ一五%としております。これを、初年度において一〇〇%償却できることとするのであります。

その三は、重要国産技術の開発に資するため、一定の条件のもとに、国産

第一号機の取得につき初年度三分の一の特別償却制度を創設することであり

第五に、以上のほか、特別償却制度について次のような改正を行なうこととしております。

その一は、住宅建設の促進に資するため、現行の新築貸し家住宅に対する割り増し償却制度の償却割合を、昭和三十九年四月一日から三年の間に新築したものについて、現行の十割増しを二十割増しに、耐火構造のものについては二十割増しを三十割増しに、それぞれ引き上げることでありまして、

その二は、工業用水法に規定する井戸から工業用水道への強制転換施設につき、初年度三分の一の特別償却制度を創設することでありまして、

その三は、現行の重要産業用合理化機械の特別償却制度につき、その償却割合を初年度三分の一から四分の一に縮減することでありまして、

その四は、現行の探鉱用機械設備の特別償却制度につき、その償却割合を初年度九〇%から初年度九五%に引き上げることでありまして、

第六に、海運業再建整備に伴う措置の一環として、船舶の減価償却に關し、運輸大臣の承認を受けた整備計画の実施中は、船舶についての償却不足額の打ち切りを行なわないこととするほか、その整備計画に基づく合併等に際しては、償却不足額の引き継ぎを認めることとしております。

第七は、協同組合に対する課税の特例をいたしまして、農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合、事業協同小組合及び商工組合等のうち、一定の要件に該当するものに対しては、留保

金が出資の四るの一に達するまでは、昭和三十九年四月一日から五年の間に終了する各事業年度における留保所得の二分の一について、法人税を課さないこととする制度を創設することとしております。

第八に、森林組合が森林組合合併助成法に基づいて合併した場合には、現行の資産の評価益分の清算所得に対する課税の繰り延べ措置のほか、新たに被合併組合の積み立て金からなる部分の清算所得につき非課税とする措置を講ずることとしております。

第九は、医療法人に対する課税の特例として、医療法人のうち、その事業が公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的な運営がなされるものとして大蔵大臣の承認するものについては、その所得に対する法人税率を、現行年二百万円超三八％、年二百万円以下二三％から、一律に二八％に軽減することとしております。

第十は、石油資源開発株式会社の昭和三十四年三月期及び昭和三十五年三月期の欠損金については、その繰り越し控除できる期間を、五年から八年に延長することとしております。

第十一は、法人の交際費の損金不算入制度の改正であります。すなわち、この制度の適用期限をさらに三年間延長するとともに、最近における交際費支出の状況に照み、その控除額を、現在の年三百万円と資本金額等の千分の一との合計額から年四百万円と資本金額等の千分の二・五との合計額に引き上げるとともに、損金不算入割合を二〇％から三〇％に引き上げることとしております。

第十二は、開墾地等の農業所得及び

土地改良事業施行地の後作所得に対する所得税の免税措置について、その適用期限を三年間延長するとともに、適用対象農産物の整理合理化をはかることとしております。

第十三は、贈与税の課税の特例であります。農業を営営する個人が推定相続人に農地を贈与してその農業経営を行なわせる場合には、一定の条件のもとに、贈与税の納期限の延長を認めるとともに、その後相続があったときには、その農地を相続財産に含めて相続税を課することとし、贈与税との調整をはかることとしております。

第十四は、ブドウ糖の消費促進をはかるため、一定の規格のブドウ糖混和糖水については、砂糖消費税の税率を一キログラム当たり十二円から七円に軽減することとしております。

第十五は、昭和三十八年度末に期限の到来する特別措置のうち、特定のものについての期限の延長であります。すなわち、航空機の通行税の軽減措置については一年、増資登記に対する登録税の軽減措置、農地の交換による所有権取得登記及び開拓農地の取得登記に対する登録税の特別措置等について三年と、それぞれその適用期限を延長することとしております。

最後に、商法改正に伴う規定の整備をはかるほか、最近における石油化学工業の進展に即応するため、石油化学製品の製造のための用途に消費される揮発油に対する免税規定等の整備合理化をはかることとしております。

以上が所得税法の一部を改正する法律案外二法律案の提案の理由及びその大要を申し上げました。何とぞ御審議

の上、すみやかに御賛成下さいませうお願い申し上げます。

○委員長(新谷寅三郎君) 以上をもちまして提案理由の説明は終わりました。

○委員長(新谷寅三郎君) この際、参事者の出席要求に関する件についておはかりいたします。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取いたしました存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認めます。

なお、この日時及び人選等については、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(新谷寅三郎君) それでは、引き続きまして、三案につきまして補足説明を聴取いたします。松井財務調査官。

○政府委員(松井直行君) 政務次官から提案理由の説明がございました。所得税法の一部を改正する法律案につきまして、補足して御説明申し上げます。

まず、課税最低限の引き上げでございますが、最近の生計費の動向等を考慮いたしまして、十二条にございす基礎控除一万円、十一条の九にございす配偶者控除、十一条の十にござい

ます十三歳未満の扶養親族の控除を、それぞれ五千円引き上げることとしております。このほかに、年齢別に養費の取引量、ひいては生計費等から検討を加えた結果、五万円の扶養控除が適用されております年齢区分を、現在の十五歳以上から十三歳以上というふうな引き下げまして、その範囲の拡大をはかることにいたしてあります。また、最近におきまして同族法人の給与の支給額の動向、それから農家におきまして家族労働報酬等をしんしゃくいたしまして、十一条の二にございす専従者控除につきまして、青色申告者の場合にはその限度額を二万五千円、白色申告者の場合には一万五千円引き上げることとしていたしてあります。特に九条一項の五号にございすかにかたがた給与所得者の負担の軽減をはかる目的をもちまして、給与所得控除につきまして、主として低額所得者に恩恵が参ります定額控除一万円引き上げ、さらに昭和三十一年以来ずっと据え置きになっております控除の最高限度額を二万円引き上げることとしていたしてあります。

次に、給与所得者優遇の一環でございす。最近におきまして退職者の退職後の実情等を考慮いたしまして、退職所得の負担の軽減をはかり、かつまた、制度の簡素化をはかるという目的で、現在在職時の年齢区分によりまして三万、四万、五万と三本立ての特別控除がございす。これを年齢区分を廃しまして、一律に勤務年限一年について五万円を特別控除いたします。九条一項の六号にございす。

それから、生命保険料控除につきまして、保険料の全額控除の対象になつております限度額が三十二年以来据え置かれております。最近におきまして生命保険の契約状況、控除の実績等を勘案いたしまして、全額控除の対象となります限度の一万五千円を二万円に引き上げることとしていたしてあります。その結果、控除の最高限度額は、現在の三万二千五百円から三万五千円に引き上げることになります。

さらに、今回新たに、全く新たに加わった事項でございす。十一条の八に損害保険料控除という制度を創設いたすこととしております。これは、国民生活の安定、住宅事情の緩和をはかる等の見地から、また外国にその例を見ておりません損害保険料控除という制度を新たに設けることにしております。住宅、家財等につきまして支払われました損害保険料につきまして、保険期間が十五年未満の通常の火災保険等の場合は二千元、保険期間を十五年以上の長期にございす建物更生共済等の場合は五千元を、それぞれ限度として、これを課税所得から控除する制度を創設することとしております。なお、長期の建物更生共済等の十五年かつ五千元というこの事項は、衆議院におきまして一部修正される模様になっております。

このほか、諸控除の引き上げといたしましては、譲渡所得等の特別控除額と寄付金控除の引き上げ、この二つがございす。また、譲渡所得等の特別控除につきましては、これが昭和二十八年以来ずっと据え置かれておりますことと、最近におきまして譲渡所得等の実態を勘案いたしまして、これを引き上げることとしていたしてありますが、

本来譲渡所得等の特別控除という制度は、あまりにも小さいものは追及しないというところに趣旨がございますので、金額がいかに多くなっても、すべてこれを適用するというのがいろいろ問題がございますので、特別控除額の引き上げの機会に、一部免税点方式を加味いたしまして、譲渡所得が三十万円以下のときには非課税にするということにいたしております。なお、十五万という現行の恩恵は、やはり既得権といたしまして、高額者にも残す必要がございますので、四十五万以上は十五万ということにいたしまして、三十万の免税点と四十五万以上の十五万との間の調整をとる必要上、譲渡所得が三十万円をこえまして四十五万未満の場合は六十万からその譲渡した所得等の金額を控除した金額を特別控除額として引くということにいたしております。

次に、寄付金控除制度でございますが、最近の寄付金控除の適用状況をいろいろ詳しくいたしまして、控除対象の限度額を現在所得の一〇％というところになっておりますが、これを二〇％に、控除額を、現在の控除対象になりました寄付金の二〇％というところでございますが、これを三〇％に引き上げるといふことにいたしております。

なお、所得税制の整理合理化の一環といたしまして、次の措置を講ずることになっております。

第一は、保有期間が三年未満の短期保有の資産の譲渡による所得につきまして、現在半額課税または五分五厘方式というものがございまして、こうした短期の投機的な取引によって生じた

所得と見られるものにつきましては、こういう半額課税制度にはよらないで全額課税をしたいということでございます。

その二は、芸能法人が受けます報酬、料金につきまして、源泉徴収の制度を新たに実施する見地から、個人が受けます場合と同様に、一〇％の税率によって源泉徴収を行なうということにしたわけでございます。

その三は、法人の利益処分等による賞与で支払いが遅延しているものにつきましては、現在すでに配当所得等について行なっております所得と同様に、支払いが確定した日から一年を経過した日において源泉徴収を行なうものとするということでございます。

その四は、勤労学生の要件でありまして二十万円を二十五万円に引き上げること。これは政務次官の御説明のとおりでございます。

第五は、競走馬などの賞金収入と、それから競走馬を売却いたしますときの損益通算の問題でございますが、現在、主として個人の趣味もしくは娯楽のための行為あるいは生活に通常必要でない資産にかかります所得の計算上生じた損失は、他の所得との通算は一切これを認めないということにいたしておりますが、競走馬が獲得します賞金収入と競走馬を売却したときの収入とは、両方とも競走馬から生じた収入でありますので、これを一体と見て、一方に損失があり他方に利益があれば通算をやろうというのであります。

その六は、支払い調書に関する規定の整備であります。不動産所得及び譲渡所得課税の充実を期し、かつ、そ

の円滑化をはかる意味から、従来法人だけが提出いたしておりました不動産の使用料及び不動産の譲り受け対価の支払い調書を、今回不動産業者である個人についても提出させることにいたします。それから、不動産のあっせんにかかるといふことには、不動産業者に提出させるということにいたします。

その七は、申告書の公示限度でございますが、昭和三十三年以来据え置かれておりました。最近の所得水準も非常に上がってまいっておりますので、これを反映いたしまして、公示対象者が非常にふえております。これを二百万円から五百万円に引き上げるということでございます。

最後に、改正法の施行に伴います経過措置でございますが、昭和三十九年の予定納税基準額、これは御承知のように、三十八年度の確定申告した納税者につきましては、その三分の一を七月と一月に払うという、この予定納税額の基準額というものの計算がございまして、従来、新しい税法の改正がありまして、各人ごとに新しい控除額を適用して計算をし直すということにしておたのでございます。これが非常に複雑でございまして、手続を合理化するという見地から、「昭和三十九年分の予定納税基準額算出のための控除額表」というものを作成いたしました。簡単に改算後の税額が求められるというふうに、所要の規定の整備をはかったわけでございます。

次は、特別措置法の一部を改正する法律案につきましての政務次官の提案理由につけ加えて御説明申し上げます。趣旨説明が事項別になっておりますので、事項別に從って御説明申し上げます。

第一は、国際競争力の強化に関する問題でございます。

その一は、輸出割増し償却制度でございます。個人関係は措置法の十三条の三、法人関係は四十六条の二に条文がございまして、適用期限は四十二年三月三十一日まで三年間延長をすることとしまして、普通償却額に輸出割増しを合算して、普通償却額に輸出割増しを合算して、輸出割増しを占める割合でございますが、輸出割増しを乗じた額の八〇％に相当する額を増し償却の範囲額とするということでございます。

その二は、技術輸出所得控除制度でございます。個人は二十一条、法人は五十八条にございまして、これも適用期限を昭和四十四年三月三十一日まで五年間延長いたしますが、まず工業所有権などの譲渡と提供による収入につきましては、取引基準にかかると控除の割合は、収入金額の現行五〇％から七〇％に引き上げます。それから第二は、コンサルティングの業務によります収入といふものが、新しい業務になってまいっておりますので、この業務収入を新しく控除対象に加えて、取引基準にかかると控除の割合は、その収入金額の二〇％ということにいたします。

次に、輸出貨物の運送その他の運送による収入金額につきましては、取引基準にかかると控除割合は、これを三

とする。なお、この場合の所得基準は、これらの運送収入にかかる所得金額の八〇％を据え置くこととする。これはガット関係でいろいろ問題がございまして、輸出所得控除を全面的に廃止する方針でございますが、運送収入等につきましては、ガット違反にならないというところで、かつまた、業態の再建整備の必要性ということも考えまして、この部分だけは残しておくのでございます。

その三は、海外市場開拓準備金制度でございます。個人は二十条、法人は五十四条に規定がございまして、これは海外市場開拓のために特別に必要とする将来の支出に備えまして、昭和三十一年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの五年間におきまして、それぞれその前年の輸出取引額の一・五％、商社につきましては〇・五％相当額の損金算入を認めるということにすることでございます。なお、海外市場開拓準備金勘定に繰り入れられました金額は、そのあくる年から五年間に均等に分割して益金に算入するということになっておりますので、毎期の繰り入れ額のおよそ大体三倍が最高になる計算でございます。いま申し上げました準備金にかえて、中小企業者につきましては、まあ各自がそれぞれ企業の内部に留保してかつてに市場開拓をやるといふよりも、共同してやったほうが一そう有効であるという場合がございまして、商工組合に対しまして輸出を行ないます組合員が納付する賦課金で、その賦課の基準が組合員の輸出取引額の二・五％以下のものについては、これを組合員の所得の計算上損金に算入する。普通の場合

とす。その二は、海外市場開拓準備金制度でございます。個人は二十条、法人は五十四条に規定がございまして、これは海外市場開拓のために特別に必要とする将来の支出に備えまして、昭和三十一年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの五年間におきまして、それぞれその前年の輸出取引額の一・五％、商社につきましては〇・五％相当額の損金算入を認めるということにすることでございます。なお、海外市場開拓準備金勘定に繰り入れられました金額は、そのあくる年から五年間に均等に分割して益金に算入するということになっておりますので、毎期の繰り入れ額のおよそ大体三倍が最高になる計算でございます。いま申し上げました準備金にかえて、中小企業者につきましては、まあ各自がそれぞれ企業の内部に留保してかつてに市場開拓をやるといふよりも、共同してやったほうが一そう有効であるという場合がございまして、商工組合に対しまして輸出を行ないます組合員が納付する賦課金で、その賦課の基準が組合員の輸出取引額の二・五％以下のものについては、これを組合員の所得の計算上損金に算入する。普通の場合

とす。その二は、海外市場開拓準備金制度でございます。個人は二十条、法人は五十四条に規定がございまして、これは海外市場開拓のために特別に必要とする将来の支出に備えまして、昭和三十一年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの五年間におきまして、それぞれその前年の輸出取引額の一・五％、商社につきましては〇・五％相当額の損金算入を認めるということにすることでございます。なお、海外市場開拓準備金勘定に繰り入れられました金額は、そのあくる年から五年間に均等に分割して益金に算入するということになっておりますので、毎期の繰り入れ額のおよそ大体三倍が最高になる計算でございます。いま申し上げました準備金にかえて、中小企業者につきましては、まあ各自がそれぞれ企業の内部に留保してかつてに市場開拓をやるといふよりも、共同してやったほうが一そう有効であるという場合がございまして、商工組合に対しまして輸出を行ないます組合員が納付する賦課金で、その賦課の基準が組合員の輸出取引額の二・五％以下のものについては、これを組合員の所得の計算上損金に算入する。普通の場合

とす。その二は、海外市場開拓準備金制度でございます。個人は二十条、法人は五十四条に規定がございまして、これは海外市場開拓のために特別に必要とする将来の支出に備えまして、昭和三十一年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの五年間におきまして、それぞれその前年の輸出取引額の一・五％、商社につきましては〇・五％相当額の損金算入を認めるということにすることでございます。なお、海外市場開拓準備金勘定に繰り入れられました金額は、そのあくる年から五年間に均等に分割して益金に算入するということになっておりますので、毎期の繰り入れ額のおよそ大体三倍が最高になる計算でございます。いま申し上げました準備金にかえて、中小企業者につきましては、まあ各自がそれぞれ企業の内部に留保してかつてに市場開拓をやるといふよりも、共同してやったほうが一そう有効であるという場合がございまして、商工組合に対しまして輸出を行ないます組合員が納付する賦課金で、その賦課の基準が組合員の輸出取引額の二・五％以下のものについては、これを組合員の所得の計算上損金に算入する。普通の場合

とす。その二は、海外市場開拓準備金制度でございます。個人は二十条、法人は五十四条に規定がございまして、これは海外市場開拓のために特別に必要とする将来の支出に備えまして、昭和三十一年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの五年間におきまして、それぞれその前年の輸出取引額の一・五％、商社につきましては〇・五％相当額の損金算入を認めるということにすることでございます。なお、海外市場開拓準備金勘定に繰り入れられました金額は、そのあくる年から五年間に均等に分割して益金に算入するということになっておりますので、毎期の繰り入れ額のおよそ大体三倍が最高になる計算でございます。いま申し上げました準備金にかえて、中小企業者につきましては、まあ各自がそれぞれ企業の内部に留保してかつてに市場開拓をやるといふよりも、共同してやったほうが一そう有効であるという場合がございまして、商工組合に対しまして輸出を行ないます組合員が納付する賦課金で、その賦課の基準が組合員の輸出取引額の二・五％以下のものについては、これを組合員の所得の計算上損金に算入する。普通の場合

は、各企業の内部に積む場合は、先ほど申しました一・五%でございますが、中小企業の場合は、二・五%以下のものににつきましては損金算入。一方賦課金の納付を受けた商工組合につきましても、賦課金に見合います中小企業海外市場開拓準備金勘定というものの積み立てを承認することにいたしております。なお、この繰り入れ金額につきましても、繰り入れ後五年間に分割して益金に算入するということは、先ほど申し上げたのと同様でございます。

その四は、海外投資損失準備金制度、これは新たに五十六条で設けられた制度でございますが、新開発地域——ありていに申せば低開発国でございますが、新開発地域に対します投資を促進するために、三十九年四月一日から四十四年三月三十一日までの間に行なわれます新開発地域に対します投資といたしまして、新開発地域法人——これは新開発地域内で事業を営む事業法人でございますが、御存じのように、南米等につきましては、日本の大きな会社が工場を直接つくるといふことは許されず、現地の民族資本と合同した合弁会社という制度をとることが多いわけでございますので、そうした新開発地域の事業法人に対する株式の出資で一〇%以上持つということになった場合、あるいは、海外投資法人と申しまして、こういう新開発地域法人に投資することをもっぱら目的としております内地にできた法人、たとえばウジミナスというふうなものでございますと、その株式で一%以上保有するということになった場合には、この取得価額の五〇%相当額以下

の金額を損金算入として認めるという海外投資損失準備金制度というものを新たに設けました。なお、海外投資損失準備金勘定に繰り入れました金額は、繰り入れ後五年間据え置きまして、六年目から五年間かかって均等に分割して益金に算入するというところでございます。すでにドイツにこの制度がございます。

第二は、企業資本の充実のための措置でございます。特別措置法四十二条にございます。

企業の資本充実に資するため、法人の所得のうち配当の支払いに充てる部分の金額に対する法人税率の軽減でございます。普通法人については、現在年所得三百万円超が現行一八%を二六%に、年所得三百万円以下のものが現行二四%を二二%に、それから協同組合等の特別法人につきましては現行二〇%を一九%にいたす制度であります。なお、現行配当部分の税率は低下されております。

第三は、資本市場の育成に関する問題でございます。

その一は、証券投資信託の収益分配金に關してでございます。これは措置法の八条の二にございます。これは昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの間に支払いを受けるべき証券投資信託の収益分配金、これはユニットもオープンも一緒にございしますが、そういう収益の分配金につきましては五%の税率によって源泉分離課税を行なうものでございます。

その二は、証券取引責任準備金、これも全く新しく創設される制度でありまして、措置法五十七条にございまして、これは証券取引において生じまし

たお客さんと証券業者との間の事故につきまして、証券業者の補償責任というものを明確にいたします。これは証券業協会を中心にしたしまして、第三者を加えてこういう裁定機関を設けるという制度を一方においてははかるということにはいたしておりますので、税法もそれに合わせまして、お客さんの保護をはかる措置といたしまして、この証券業者が三十九年の四月一日から四十四年三月三十一日までの五年間に、その売買株式数を基準といたしまして、証券取引責任準備金というものを設けた場合には、この損金算入を認めるということでございますが、毎期の繰り入れ限度額は、売買株式数を三銭に乘じた金額、一株三銭でございます。それから、累積限度額は、毎期期末に証券取引責任準備金の預託金といたしまして、これは証券業協会に積み立てられておられますが、その積んだ額が、あるいはその事業年度及び前二年以内の事業年度のうち売買株式数の最も多い事業年度の十銭、これのいづれか低いほうを最低限度というようにいたします。もう一ぺん申し上げますと、毎期の繰り入れは三銭掛ける売買株式数、それから最高限度はその事業年度とその前二年以内の事業年度のうち最も株の出来高が多かった事業年度の株式数を十銭に掛ける、それを最高限度とするというところでござい

ます。なお、証券業者は証券事故によります損失が生じたときには、むろんこの準備金勘定から取りくずして益金に入れるということに相なりま

す。なお、証券業者の各企業の手元にこういう形で特別な勘定を設定させます関係上、一方におきまして、現在、証券取引所に違約損失補償準備金と申しまして、その会員間の違約に備えるための準備金がございますが、この積み増しは当分停止するというようにいたしております。これにかえまして、証券業者の各企業の手元へ証券取引責任準備金というものを積みそうというわけでござい

ます。第四は、科学技術の振興の問題でございます。

その一は、開発研究用機械等の特別償却、これは所得税関係では十二条、法人税では四十四条でございます。現在、主務大臣の承認を受けた試験研究用機械設備につきましてはその取得しました最初の年度に三分の一の特別償却、承認でないただ通知だけがかった開発機械設備につきましては、初年度に取得額の十分の一という特別償却をつけることにいたしますが、これを一緒にしてその措置の拡大をはかるとともに、三十九年四月一日から四十二年三月三十一日までの三年間に新たに取得いたしましたこれらの機械設備につきましては、初年度取得価額の九五%相当額を償却できるということにいたします。

その二は、鉱工業技術研究組合に対する支出金、所得十八条、法人は五十二条でございます。これは政務次官の御説明どおりでございます。

その三は、重要国産技術の開発、これは法人関係は四十三条でございますが、重要国産技術の開発に資するため、非常に大型でありまして、その製造に高度な生産技術が必要であり、かつたいへんな費用を要するという機械につぎましては、メーカーも、それから新たに注文して初めて設置する企業

家のほうにおきましても、いろいろな不安と危険がございます関係上、かつまた、国家技術の奨励という意味から、この法人税法施行地におきまして最初に製造着手されるもの、これはいわゆる国産一号機と言っておりますが、この国産一号機を取得した場合に、初年度取得額の三分の一の特別償却を認めようというものでござい

ます。第五は、その他の特別償却でございます。

政務次官からの御説明のとおりでございます。

その二は、工業用水道施設の特別償却、これは個人は十一條、法人は四十三條に規定がございます。これは工業用水法による規制を受けます井戸から強制的に工業用水道へ転換せられたという場合、こういう強制転換の施設であるというところに着目いたしまして、初年度に取得価額の三分の一の特別償却を認めようということでございます。

その三は、重要産業用合理化機械の特別償却、これは個人は十一條、法人は四十三條に現在ございますが、現在、重要産業用合理化機械の特別償却の割合は取得価額の三分の一となっておりまして、これを四分の一に圧縮しようというものでございまして、趣旨は、今度は一般的に耐用年数を圧縮いたしますはかに、こうした特別措置は投資促進をはかるという、そのインセンティブをねらったものでございまして、一般的に耐用年数が圧縮されるといふことと、三分の一というインセンティブが幾分過小でないかという考え方から、これを三分の一を四分の一に圧縮しようというものでございまして、その四は、探鉱用機械設備の特別償却、これは現在九〇％、これを九五％まで、というのには、これは残存価額現在一〇％、それを五％まで償却しようというのには歩調を合わせまして、初年度でもう大部分金額償却に近いものをやらせようというものでございまして、第六は、海運再建の整備関係でございます。措置法五十二條の二にございまして、これは海運業再建整備に伴う措置の一環といたしまして、船舶の減価償却に關しまして、運輸大臣の承認を受けた整備計画の実施中は、償却不足額の打ち切り——これは現在普通は五年間で打ち切られることになっておりますが、この打ち切りをやらないとするほか、整備計画に基づきまして合併があつた場合には、特に被合併会社が持つております償却不足額の引き継ぎを認める。いまは被合併会社が持つてくる償却不足額引き継ぎは認めておりませんが、海運再建整備に伴う措置の一環として、特にこういう措置をとろうというものでございまして、第七は、農業協同組合などの助成、これは全く新しいものでございまして、これは六十一條にございまして、農業協同組合、それから漁業協同組合、事業協同組合、それから事業協同小組合、それから商工組合、並びにこれらの連合会のうちに一定の要件に該当する——これは主として員外利用の制限を考へておりますが——に對して、一定要件に該当するものにつきましては、組合の留保金の累積額が出資金の四分の一に達するまでは、昭和三十一年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで、間に終了します各事業年度におきまして、新たにその年に留保いたした金額の二分の一に相当する金額につきましては、法人税法上損金に計算するということでございます。なお、この規定によつて損金に算入いたしました留保金額を、その後三年内に分配したときには、この分配に相当する金額は当然益金に上がるといふことでございます。第八は、森林組合の合併の助成、これは六十六條の三にございまして、森林組合合併助成法に基づきまして合併した森林組合につきまして、現在認められております資産の評価益分の清算所得に對する課税の繰り延べ措置のほか、新たに、この被合併組合が持つております積み立て金からなる部分の清算所得につきましても非課税にしようというものでございまして、第九は、医療法人に對する助成でございます。第六十七條の二でございまして、これも、全く新しい措置でございますが、財団法人である医療法人とか、あるいは社団でございまして、この医療法人で持ち分がないもの、そういうもののうち、その事業が非常に公益の増進に著しく寄与し、かつ公的な運営がされておるといふふうな大蔵大臣が認めたものにつきましては、その法人税率を、現在二百萬超が三八％、二百萬以下が三三％でございまして、普通の公益法人並みに、一律にこれを二八％に軽減しようというものでございまして、現在、じゃ、医療法人のうちどういふものを選ぶかという基準につきましては、現在特別措置法の四十條に、譲渡所得税を非課税にするという条文がございまして、そのときにつくりました基準を一つの目安として考へております。第十は、石油資源開発株式会社の欠損金の問題でございます。これは六十六條の十にございまして、青色申告を提出します法人の欠損金は、翌事業年度から五年間の繰り越し控除というものが認められるというふうになっておりますが、特に石油資源開発株式会社の昭和三十四年三十三期、三十五年三十三期において非常に大きな損失が生じておりますので、これらの損失金につきま

しては、その翌事業年度から八年間の特別に繰り越し控除を認めようとするものでございまして、第十一は、交際費の損金算入、これは六十二條でございまして、これを幾分縮めようというのでございまして、で、法人の交際費の規制措置につきましては、これは昭和三十一年三月三十一日まで開始する事業年度ということになっておりますが、これをさらに三年間延長ということが第一、第二に、最近の交際費の支出の状況にかんがみまして、控除限度額、現在年三百萬円と資本金額の千分の一との合計額ということになっておりますのを、年四百萬と資本金額の千分の二・五との合計額に引き上げるとともに、この控除限度額をこえて支出いたしました交際費のうち、損金に算入しないとしておりますいまの二割を三割に上げようというわけでございます。この基準額の引き上げは主として中小企業に有利に働きますし、損金に算入しない割合を二〇から三〇に引き上げるといふことは、大企業に相当影響があるかと思ひます。第十二は、開墾地等の農業所得の免税、二十四條、二十五條にございまして、政務次官の御説明のとおりでございます。第十三は、農地等の生前贈与に對する特例でございます。これは七十條の四です。これは全く新しい措置でございます。これは農業を営んでおります個人が、昭和三十一年一月から五年の間に、そのむすこの一人に農地を贈与して、自分のあとを繼いで農耕に従事させようという場合でございますが、こ

の場合には贈与税の納期限を延長します。で、おやじさんが死にましても、いよいよ相続の開始ということになるので、贈与税の納期限を延長しようというものでございまして、で、この贈与税は、相続の開始がありましたときには、贈与を受けた農地を相続財産に含めて、今度は相続税を課税いたしますので、その相続税の税額から、さきの贈与税の延期をいたしております贈与税額を控除するということでございます。で、控除できない贈与税が残りますときには、それは還付するという趣旨で、結局相続税として精算課税をしようということでございます。第十四は、ブドウ糖の消費促進、九十一條で、現在この砂糖類の製造場内

で非課税品でありますブドウ糖を混和した糖水を製造した場合には、その全量に對しまして、これは糖水として一キログラム十二円という税率が適用されておりますが、ブドウ糖の消費促進というものををはかる見地から、税務署長の承認を受けた製造場で製造した一定規格のブドウ糖混和糖水につきましては、他の砂糖類に比し不利とならないように、一キログラム当たり七円という低い税率を適用しようとするものであります。あとは、政務次官の説明にございました特別措置のうちの期限延長に關するものが数件ございまして、以上で終わります。

○委員長(新谷實三郎君) 以上で補足説明は終わりました。それでは、これより三案を一括して質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言を願います。

の場合には贈与税の納期限を延長します。で、おやじさんが死にましても、いよいよ相続の開始ということになるので、贈与税の納期限を延長しようというものでございまして、で、この贈与税は、相続の開始がありましたときには、贈与を受けた農地を相続財産に含めて、今度は相続税を課税いたしますので、その相続税の税額から、さきの贈与税の延期をいたしております贈与税額を控除するということでございます。で、控除できない贈与税が残りますときには、それは還付するという趣旨で、結局相続税として精算課税をしようということでございます。第十四は、ブドウ糖の消費促進、九十一條で、現在この砂糖類の製造場内

で非課税品でありますブドウ糖を混和した糖水を製造した場合には、その全量に對しまして、これは糖水として一キログラム十二円という税率が適用されておりますが、ブドウ糖の消費促進というものををはかる見地から、税務署長の承認を受けた製造場で製造した一定規格のブドウ糖混和糖水につきましては、他の砂糖類に比し不利とならないように、一キログラム当たり七円という低い税率を適用しようとするものであります。

あとは、政務次官の説明にございました特別措置のうちの期限延長に關するものが数件ございまして、以上で終わります。

○委員長(新谷實三郎君) 以上で補足説明は終わりました。それでは、これより三案を一括して質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○天田勝正君 その前に、資料要求がございしますが、よろしゅうございしますか。

○委員長(新谷實三郎君) どうぞ。

○天田勝正君 それは、たいへんな膨大なことでありまして、そこで、私はまず資料要求したいと思ひます。

今度の三法ともに、減税になった分、それから特別措置法については、増税ということばは当たりませんけれども、現行より多少ふえるもの、いろいろあります。そこで、税制調査会ではすでに減税は各項目ごとに――項目ごとというの、ほかの資料でも法人税なら法人税というのがありますから、そうではなく、各項目ごとに説明された項目に基づいて、現行で取れば幾ら、今回の改正で幾らというものはあると思うのですが、あればさつそくひとつ出していただきたい。それから、交際費のことはしつちゅう問題になるのですが、これが外国の主要な、たくさんほしいけれども、主要国におけるこの交際費の点についてはどうなっているかという表、これもあらうと思ひますから、お願いいたします。

それから、さつき大型、高価、こう言われて、一つの例だけをあげられたのですけれども、それは幾らか似たようなもので、これは入れないのだというものがあろうと思うのです。たとえば、第一号機と、こうおっしゃるけれども、発電機なんかはだんだん大型化して、一号機といふべつ一号機だといふことが実は言える、それも注文がなければつくりやせぬのみならず、とても高価なんだ。いままで十七万五千キロが大型で高価だ、この次は二十五万キロ、その次は三十万キロができる。

る。いつだっても注文を受けて製造するし、同時に高価だ、いつも一号機だ、こういうものは含めるのか、含めないのか、そういう資料もあると思ひます。

それから、もう一つの資料は、今度償却年限を圧縮するといふのですけれども、しからば圧縮したのからでもいければ、でも、できれば現行の普通の償却と、今度圧縮するものが全部一律じゃないと思う、どうせ機械によって違える、こういうことなんです。それから、その一覧表。それがなく、今度は、割増し償却といつても、何ぼの割増しになるのか、実際のものは検討したいと思ひます。

それから、これは説明のうち、パーセントでいまあらわしているものもある、何割――何割なるものは、日本語のあいまいさもあるのですが、パーセントにあらわせば二〇〇%とも読み得るし、二〇%とも読み得る。これは通常語の分といふことばと、利息の場合の割といふ場合、どつちも分は分、割は割で、それが一般のことばでいけば分と解釈してもいいやうになっている。そういうあいまいじゃなく、統一して二十割なら二十割とは一体、ほんとうは二〇〇%をあらわすのか、はつきりしてもらいたいと思ひます。最後の部分はいま答弁してもいいですよ。

○成瀬権治君 それにからんで、今度火災保険控除を創設するわけですが、火災保険は保険料率を私は最近ずっと下げてきていると思ひます。それから、益金ですね、益金をどういうふうに処分しているか。あるいは地方自治

治体に対して何らかの寄付をしているのか、そういうふうなことに付いて、大蔵とは直接関係はなく、地方行政との関係になりますが、少なくともこういう火災保険控除を創設されるのですから、そういう資料がほしいと思ひます。

○政府委員(齋藤邦吉君) 先ほどの資料提出につきましては、できるだけすみやかに提出したいと思ひます。

○鈴木市蔵君 同じく資料要求に関連するのですけれども、租税特別措置法の適用を受けているすべての項目、それが期限がなければ、あるいは、何力年なら何力年、今度新設するの、先ほどの天田さんの資料とあわせて全貌がつかめるように出してもらいたいと思ひます。

○天田勝正君 なお申し上げておきますが、今度の審議期間がまことにないのに、野党の協力ぶりたるや、おそろしく日本歴史始まって以来のことだらうと思ひます。そういうことから、資料はすみやかに出していただきませんか、実際困りますので、これは冗談でなく委員長のほうからも注意していただきたい。

○柴谷要君 租税三法は衆議院の通過を見ない前に本格的審議に入るといふのは、これまで野党の絶大な協力あればこそできるわけでありまして。歴史始まって以来のことだと思ひます。その三法の質問に入ります前に、重大な問題を三法だけ御質問申し上げておきます。

まず第一点は、先ほど所得税法の提案説明が終わる直後に、「昭和三十九年一月二十九日提出した所得税法の一部を改正する法律案中別紙のとおり修正

することについて、国会法第五十九条の規定に基づき、本日衆議院に対し要求をしたから通知をいたします。」「こういう書面を見た。それに対するごく簡単なお話を伺いたい。この内容についてまず伺っておきたい。このようにぎょうぎょうしく扱わなくてもよかったのではないかと感じを持たないわけではない。それだけにこの質問をいたしますので、この経緯について全員のわかるようにひとつ克明に御説明願ひたい。

○政府委員(齋藤邦吉君) 今回所得税法の改正法律案を提案いたしましたのでございしますが、すでに御承知のように、所得税法の改正案の別表につきましては、電子計算機の操作上の手違いがございましたので、しかも手違いによって間違いを起しました誤謬の部分に、今回国会法の手続に従ひまして修正の提案をいたしました次第でございします。

○柴谷要君 人でなくて電子計算機が誤謬をおかして、それが活字にそのまま出ている、こういうことですから、これは責める筋合いのものではないと思ひます。そういう手続をしない前に簡単にこれは処理できなかったものであるかどうか、これについて政府の見解をただしておきたいと思ひます。

○政府委員(齋藤邦吉君) こうした手違いを生じましたことはまことに遺憾でございます。申しわけないと考えておられるような次第でございします。実は算機の操作上、別表においてそういう間違いを起しましたので、できるこ

となら正誤というふうな考え方も実はあったのでございしますけれども、その誤謬の範囲が相当広くわたっておりまして、今回先ほど申し上げましたような手続をとることにいたしました次第でございします。どうかあしからず御了承願ひたいと思ひ次第でございします。

○柴谷要君 内容がわかりましたから、くどくど申し上げようと思ひませんが、そのことがひいては衆議院の大蔵委員会の審議の過程において相当空費したのではないかと私は思ひます。一体、衆議院は、一月二十九日に法案が提出されて、何日間この三法について審議を続けたか、延べ時間にして何時間か、一体通過の見通しはいつか、これを政府の立場からひとつ御説明をいただきたい。

○政府委員(齋藤邦吉君) この三法につきましては、衆議院におきまして相当長時間の御審議を経ておると存じておりますが、延べ時間の詳細な時間につきましては、またあらためて調べましてお答えを申し上げます。かように考えておる次第でございします。

この誤謬がありましたために、衆議院のほうの審議が多少時間がおくれまして、ほんとうに政府としても申しわけない、先ほど申し上げましたように申しわけないと思ひます。承りますと、本日中午に衆議院の大蔵委員会において採決が行なわれるのではないだろうかというふうに承っております次第でございします。

○柴谷要君 政府の責任において審議の過程にむだがあった、そのことが参議院に伝わってきるといふこと

は、参議院としては非常に迷惑だと思
うわけですから、それで、この法律は四月
一日から施行するという事になって
いるのだけれども、四月一日以前に国
会を通過しないと効力が出ない。その
場合に、一体どういふ不都合が生ずる
のか、これをまず伺っておきたいと思
う。不都合な点について御答弁願いま
す。

○政府委員(松井直行君) 今同の誤謬
につきましても、まことに申しわけな
いことに相なりまして、深くおわび申
し上げたいと思ひます。

御存じのとおり、所得税法は、年税
額として、最後に確定申告をいたす場
合と、それから月給だけの場合も年末
調整ということとで調整いたしま
すので、実は年税額としては変わり
ないということに相なるわけござい
ますが、この別表の月額表、日額表と
申しますのは、税法の本法にありま
す基礎控除とか税率とかというものを適
用いたしまして、すぐには出てこな
いものでございまして、これは源泉徴収
義務者が毎月月給を払うときに月給の
高に応じて何%取れ、取ったものを翌
月十日までに政府に納付すべしとい
う、源泉徴収義務者の租税債務と申し
ますか、その額は実はこの表によつて
初めて確定するということに相なるの
でありますので、たとえ年末におきま
して調整しないし確定申告で調整がつか
ますと申しましても、月額表の確定、あ
るいは日雇い労働者等におきまして誤
りましますと、もはやあとで修正がきか
ないということに相なるわけございま
す。したがって、この四月一日から、
特に日雇い労働者等につきましても、
これが実施いたされませんと、正確な

金額による日々の源泉徴収額も確定し
ないということに相なるわけござい
ますので、これも含めまして、ぜひこ
れは四月一日から実施するということ
が必要なのでございまして。

○柴谷要君 それほど重大な法律案で
あるということも承知しております
が、そこで政府側に特に強く要望して
おきたいと思ひますことは、この法律
案をめぐつて質疑討論がかわされるわ
けであります、この質疑の際に、右
の御質問に対しては後日お答えをいた
しますなどという事のないように、
いいですか、後日お答えいたします、
調査の上答弁いたしますなどという
ことでは、これは審議時間が短いので
から、四月一日からどうしても施行し
たいというあなたの方の気持ちがあるな
らば、後日に答弁を譲りますなどとい
うことを言ったのでは、一ぺんでもあ
ればだめだ、こういうふうな強固な意
志をおこします。いいですか、私が質
問をした場合に、その問題につきまし
ては、大蔵省に属して調査をする
か、あるいは記録を讀んできてから答
弁しますなどという事を言ったので
は、時間的にもありませんから――

衆議院の審議がおくれたというのは、
政府の失態でおくれたということをも
言されたのですから、それでしわ寄せ
が参議院に來たのですから、参議院で
質問した場合に、明快に答えられ、ス
ムーズな審議ができれば、皆さんの要
望しているような状態が生まれてくる
と。しかし、答弁が、先ほど申し上げ
たようなことが一ぺんでもあればだめ
だ、こういうふうな御認識を願つて、
本件審議にあつてはひとつやつてい

きたいと思ひますので、ぜひそのよう
に御配慮いただきたいと思ひます。

○委員(新谷實三郎君) 承知いたし
ました。

○政府委員(齋藤邦吉君) 承知いたし
ました。

○政府委員(松井直行君) 委員長、発
言をお許しただけです。

○政府委員(松井直行君) 資料の御提
出の若干のいま御希望を拝聴いたしま
して、これはもうできるだけ早い機会
に御提出申し上げたいと思ひますが、
先ほどおっしゃったように、ほんとう
に、衆議院の審議過程におきまして
とくに資料の要求がございまして、
それをつくるのに非常におくれる、そ
れを基礎にしての論議がおくれるとい
うことが多分にございまして、でき
るだけ早く、基本的な資料で、かつそ
れに基づいて討論をおやりになるとい
う場合には、なるべく早目にひとつわ
れにということをお願い申し上げ上
げておきます。われわれは全機関を動
員しまして、御趣旨に沿う資料をでき
るだけ早く提出して申し上げたいとい
う気持ちでおりますので、ひとつお力
添えをお願いしたいと思ひます。

○委員(新谷實三郎君) 先刻各委員
から要求されました資料は、この次の

委員会には必ず提出せられるようにお
願いをいたしておきます。

○政府委員(齋藤邦吉君) 承知いたし
ました。

○委員(新谷實三郎君) 一時半まで
休憩いたします。

午後二時十一分開会
○委員(新谷實三郎君) 委員会を再
開いたします。

午前中に引き続き、三法律案に対する
質疑を続行いたします。御質疑のある
方は順次御発言願ひます。

○成瀬幡治君 最初に、これはまあい
ろいろな問題等あったと思ひますけれ
ども、税制調査会の答申と、それから
今度の税法改正との違つておる点で
すね、実はまあこういう点について私
も申し上げても差しつかえないと思ひ
ますけれども、調査室では一応御調査
願つて、私も実はそれなりの資料は
いただいたわけでありまして、けれども
この際、税制調査会ではこういうふう
に改正をしたほうがいいであろう、そ
れに対して今度の改正案は若干違つた
点があったのですから、その違つた点
を御説明願ふとともに、それはまあこ
ういふような観点に立つて税制調査会
の答申案どおりではなかったのだ、そ
れにはそれ相応の理由があると思ひま
すから、そういうような点について、
元来ならば大蔵大臣等から承らなけれ
ばならない問題かと存じますけれども、
一応御担当のほうから御説明を事
務的にひとつ承りたい。

案との相違点について申し上げます。
項目を分けまして、税制調査会の答申
にはございましてが政府の改正案では実
施しなかつたものと、それから答申に
はございましてが政府で取り入
れましたものとに分けて、お話し申し
上げます。

答申事項で実施しなかつたものの第
一番目は、給与所得控除の引き上げで
あります。で、現行一百万円の定額控除
を二百万円に引き上げるといふのは一緒
でございまして、この最高限度の現在
の十二万円を十五万円に上げるといふ
税制調査会の案に對しまして、政府案
はこれを十四万円に限定し、一百万円だ
けちびつております。これが大きな相
違でございまして、平年度九十四億円の
減税幅の減少ということに相なる
ております。減税幅が圧縮になっており
ます。

これは所得税一般の減税、ことに中
小所得層に対する減税ということにつ
きましては、政府も税制調査会もその
方針には変わりはないと思ひます。した
がつて、この定額控除、それからその
上の二〇%を控除するあたり、こうい
う低いところにつきましては答申どお
り実施いたしておるのでございまして
が、一般的所得税のうち、特に給与
所得につきまして一そうの軽減をはか
る必要があるという事につきまして
も、両方の間で相違はなかつたのでござ
いまして、第一の理由は、財源全般
につきまして、社会保障、公共投資等
非常に大きな歳出の要請がありますう
ちに、一方、減税のワタというもの
も、これも限定がございまして、答申
のないものまで特別措置として実施す
る等の必要がございまして、まず財源

全般から制限があったということが第一番でございます。給与所得控除の優遇については異論はないんですが、定額の一万円は、下は引き上げるが、上のはうで一べんに三万円になるというところに引き上げるとは、やはり低額所得層の優遇を優先的にやろうということについては実現をいたしておるつもりでございます。ただ、まあ上のほうにつきまして削減をせられたのは、いま申しました財源の関係ということを申し上げる以外に方法はないと思ひます。

次は、航空機に対する通行税の減税でございますが、税制調査会では廃止、政府案ではこれをさらに延長する。これによって平年度十三億の減税ということになります。これは日進月歩の航空事業につきまして、まだ経営基盤が弱い。で、世界各国におきましても、いずれも航空機産業というものの対する助成が行なわれておる。特に日本の場合には弱いという理由もございまして、さらに延長するということになったわけでございます。

以上が答申のうちで実施しなかったものでございまして、答申にない事項で新たに創設いたしましたのは、第一番目に損害保険料控除の創設でございます。本来損害保険料の払い込みは、税を払い戻した後の可処分所得の範囲内でこういうものは支払うべきものであるという従来のわれわれのたてまえでございまして、やはり大きな広い目で見まして、住宅とか家財等の維持ということも社会保障充実の一環としてぜひ必要だという観点に立ちまして、いままでなかったものがここに

一つ入ったわけでございます。したがつて、従来生命保険料控除というのが一種の社会保障であり、かつ長期蓄積の優遇という線もございましたが、この損害保険料控除は、そのうちやはり一般的な広い意味の社会保障の充実という趣旨にのっとったものと考えます。

それから、第二番目は、配当課税措置の拡充でございます。これは配当に充てます部分に対応する法人税を軽減する措置でございます。従来三八%であったものを四分の一軽減して、配当に充てた分について法人税は二八%という措置をとっております。

この趣旨は、企業の配当を促進いたしまして、配当した部分については内部留保を厚くすること、それから軽減された結果、一般の投資家に流れました配当についても自由な資本市場を通じてさらに必要な方面に投資される機会を与える、こういう意味におきまして、資本市場の充実を通じて企業の自己資本の充実をはかる、こういう要請が非常に従来からも強いのですが、さらにそれを一そう拡充するということもございまして、これも財源の関係もございまして、二%でございまして、一そう広げるという方向に参ったわけでございます。これにつきましては、税制調査会等におきまして、はたしてこれが企業の自己資本充実役に立つものかどうかにつきまして、まだ厳密な分析も十分行なわれていないという段階でございまして、税制調査会におきましては、まだ結論を出していないので、思い切つてこれを拡充するといふふうにはいたしておりませんが、すでにその制度自身す

でにドイツの例をならいまして、資本市場の育成と企業資本の充実という策の一つとして試験的にとつたものでありまして、その方面はきまっておりますのでございまして、一そうこれを拡充しようとしたわけでございます。

それから、減税額を申し上げませんでしたが、損害保険料控除で、平年度十四億、初年度十億でございます。それから、第二番目の配当軽減措置は、平年度九億九千九百九十九円、それから初年度三十億の減税でございます。

それから、第三番目に、証券投資信託の収益分配金の分離課税でございます。御存じのとおり、一般の国民の蓄積資金が企業に回ります過程に、領金という形で銀行を通じて市場へ回るとあるいは社債という形で企業に資金が回るといふ二道ございまして、現在この領金の利子につきましては分離課税という制度がある。これが有利な制度で、資本市場に金が集まるよりもむしろ金融機関に金が集まり過ぎておるといふ非難が――非難といひますか、風評がございまして、したがって、資本市場育成をやるという必要性を主張する側からは、領金の利子とのそうした乗除を修正して、この際株式の配当等につきましても分離課税という方向で両者の均衡をとるべしという強い主張のあったことは、皆さん御存じのとおりだろふと思ひますが、何分配当の所得のある階層は非常に高い階層でありますし、勤労所得に比べまして資産

当までも分離課税にするわけにはいかない。しかしながら、資本市場の育成という要請もよくわかります。それから、少額貯蓄者の育成、貯蓄の奨励という必要性もよくわかるわけでございます。したがって、証券投資信託が普通の株式投資と違ひまして、非常に零細な投資階層の投資対象であるという点に着目いたしまして、先ほど述べました政策の要請にこたえまして、投資信託の収益分配金のみについて分離課税に踏み切ることになつたわけでございます。これによりまして、減税額が平年度八億、初年度六億でございます。

それから、四番目は、新築貸し家住宅の特別償却の引き上げ。これはおそれる事項が、政府の税制調査会のおきにはあまり具体的な論議になつていなかったがゆゑに入つていなかったと思ひますが、これにつきましては、おそらく税調も賛成であつたのだらうと思はれるものでございまして、

それから、五番目に、農協等の特別法人の課税の改正の問題であります。法人の課税の改正の問題であります。これは、これも具体的には政府の税調の討議の際になつた問題であります。これは、中小企業、それから農業等につきましては、すでに基本法においてこれが育成、発展のために政府が特段の措置をとる必要があるというふうに相なつておりますので、そうした中小企業あるいは農業等が組織いたしますそういう組合等につきまして、その内部留保の充実を一そうはかることが、あわせてそうした中小企業とかあるいは農業等の企業の育成に資するものであるという観点から、この措置が新たに採用されたものでございまして、

それから、六番目が国産第一号機の特別償却でございますが、これは少し申し上げましたとおり、新技術の開発でございます。まして、はうっておきますと外国から輸入する以外に方法がないという大型の機械につきまして、ある程度危険をおかしてまでも国内で開発しようというものでございまして、技術開発の促進に資するという意味におきまして、かつまたそれに伴う危険をも保障するという意味におきまして、この特別償却制度が新たに加わつたわけでございます。

それから、医療法人につきましては、これは税制調査会でも論議になつていなかったものでございまして、そもそも、医療法人ができましたとき、個人経営の医者であるよりも、むしろそうした医療施設を拡充し、保存し、次の代にわたつて十分な施設を拡充しながら継続していけるという、そうした医療施設の充実というところに視点を置きまして医療法人という制度ができたわけでございます。この中には特に全く個人の企業と変わらないものもございまして、その組織とか運営等におきましてまさに純粋の公益法人並みに扱つていいという法人もございまして、そうした特殊な性格を持ちました一部の医療法人につきまして法人税法上の税率の優遇をしよというものでございまして、

それから、八番目が生前贈与の農地にかかる贈与税の納期延長。これは農家の次の世代への農業経営のバトン渡しを非常にスムーズにやろうということ、最近それに伴ひまして生前すでに長男あるいは次男、だれか特定の将来の農業経営を引き継ぐ者に贈与が行

なわれるという習慣もおいおい起つてまいりましたので、農家の税負担を軽減し調整する意味におきまして、実際の相続があるときまで贈与税の課税を延期するという方法をもって、こうした農業経営の充実に資していこうというものでございます。

以上がおもなる項目でございます。

○成瀬幡治君 わかりましたが、最初答申案になかったものを、あなたのほうで創設なりあるいはされたものの減税額はどのくらいになりますか。

○政府委員(松井直行君) 平年度で申し上げます。損害保険料控除十四億円……。

○成瀬幡治君 それは聞きました。

○政府委員(松井直行君) それから、配当が九十九億、証券投資信託が八億……。

○成瀬幡治君 それ聞きました。

○政府委員(松井直行君) それから、新築貸し家住宅の特別償却の引き上げ七億、それから特別法人の課税の改正が五億、それから国産一号機と医療法人に対する税率の軽減、これは非常に横少であろうというので、一億にもならないだろうというので、特に減税額としてあげておりません。一応、ゼロ、ゼロと見込んでおります。それから、農地の生前贈与税の納期限の延長、これが一億でございます。合計、平年度で百三十四億円……。

○成瀬幡治君 ちょっと待ってください。森林と農協と一緒にしてというのは……。

○政府委員(松井直行君) 森林組合の合併でございますか。あれも僅少でございますので、ここでは計上いたしておりません。

○成瀬幡治君 それから、航空機の通行税の廃止、これは平年度十三億……。

○政府委員(松井直行君) 平年度十三億、初年度十二億でございます。

○成瀬幡治君 そうしますと、いま御説明を承っております、答申案で検討中なんだけれども、結論は出ていなかったけれども、大体調査会の方向もそれらしくあるからというので、見込んでおやりになったのが、配当課税の措置が一つ、それから農地の生前贈与、この二点ですか。税制調査会で討論はしておいた……。

○政府委員(松井直行君) 農地の生前贈与の問題は、実は税制調査会の段階でまだ論議される段階には至っておりなかつた問題でございます。従来から特別措置として問題があり、かつ実施はされておりますが、まだまだ基本的問題があるといわれておいたのが、この配当課税措置の拡充の問題でございます。

○成瀬幡治君 そうしますと、新しくおやりになったものは、項目にして十ぐらいあるでしょうか。こういうようなもので税制調査会の討論と申しますか、検討の議題に上がらなかつたというものは、唐突として大蔵省のほうで必要であろうと、あるいは自民党の政調会等で検討されて必要であろうという形で出てきたものでしょうか。どうして出てきたのか。

○政府委員(松井直行君) いまおあげになりました十近い事項のうち、損害保険料控除、これはすでに税制調査会が臨時答申を出します前に論議の対象にはなっております。それから、配当課税はいま申し上げたとおり。それから、証券投資信託は、先ほど御説明

申し上げましたとおり、配当全般の問題として分離すべきかどうかということで討論されておりました。あとは取り立てて論議の対象になつておらなかったと思ひます。

○成瀬幡治君 そうすると、その残りのほうのもので新しく創設されたものは、大蔵省なりがこれは必要であるというのでおやりになったのか。その理由とは別として、税制調査会等で討論検討は実はしておらないものが出てきたのだと、こういうふうには了解していいわけですか。

○政府委員(松井直行君) その中で新築貸し家住宅、この住宅政策に即応いたしますものは、議題として取り上げておれば、当然税制も私は賛成したものであらうと思ひます。

○成瀬幡治君 しかし、取り上げていなかった……。

○政府委員(松井直行君) まだ具体的問題として議題にはなっておりません。あとの国産一号機とか、あるいは農地の生前贈与という問題は、その後、新たに各方面から新しい要請として起こってきた問題でありまして、時間的に税調の審議を経る機会がなかつたものと理解しております。

○成瀬幡治君 まあこういう政治的な問題があなたにいろいろなことを聞くというのもおかしいのですが、私は、唐突として出てきた、そういうものじゃなくて、やはり大蔵省自身としては、相当それなりに、出てきたからきょうあすにでもやるというふうな、そういう軽率なことをおやりになるとは思つていない。たとえば国産一号機の問題なんかでも、その話題が一カ月前に出たから、それを取り入れてや

たという、そういうことじゃなくて、私は大蔵省自身としては相当長年月にわたつて各方面とも連絡をとりながら検討しておみえになったものだと思うんです。そうでなくて、いや、そうじゃないのだ、ほんと出てきたんだということになる、少しまた議論が別になるわけですが、そこで唐突として出たということも、あるいは出ているかもしれないが、正直なところを言つて、しかし、それは言えぬだらうと思うが……。

そこで、こういうふうにお尋ねしておきたいと思うんです。なぜこういうような問題について税制調査会に討論を付託されなかつたと申しましたのか、議題としてこういうふうなものも一応検討してくれないかというふうな注文をされなかつたのか。せっかく税制調査会というものをつくつて、こ

でいろいろな問題を討論をしてもらつて、そうしてその答申を得て嚴重に措置をするというところは、しばしば大臣なり、あるいは総理等からも、減税問題についてはそういうふうにして慎重に取り扱つて、こういうおみえになるのですけれども、なぜそういうものが付託されなかつたのかというところに疑問がある。

○政府委員(松井直行君) この項目の中で、すでに減収額が大きい項目——減収額が大きいから重要だとは申し上げませんが、非常に重要な項目であると考えられます損害保険料とか、配当課税とか、あるいは投資信託の分配金の分離課税、こういう問題も、もうすでに前から一般社会におきましていろいろ問題になつておいた点でありますので、税制調査会としても、むしろ各委

員ともよく知つておりますが、まあ肯定的に一步前進しようという結論を特に明記しなかつたという意味であらうと思ひます。で、新築貸し家住宅の償却の引き上げとか、あるいは国産一号機の特別償却の創設のような問題、こうした住宅政策あるいは国産技術開発等の問題につきましては、おそらく、特に国産一号機というものは、その後の通産省等からの要請でのぼつてきた問題であらうと思ひますが、減収額から申してもあまり大きくないことでもおわかりになりますように、項目としてはわりあい小さいということ、それから新しいということでも論議されなかつただけでございまして、おそらく論議されておれば肯定的な答えが出たものだらうと思ひます。農地の生前贈与についても同じようなことが言えると思ひます。

全然新規だと私もいまここで考えられますものは、この特別法人の課税を改正する問題、それから医療法人に対する税率の軽減、これは正直申しまして非常におくれまして、税制調査会の答申もとくに済んだあとで新たに起こつてきた問題でございます。

○成瀬幡治君 もう一つですね、明らかにしておきたい点は、農協等の留保所得の課税の特例ですね、これは全然——まあ大きいのは五億と新築家屋の住宅に対する償却の七億ですが、住宅政策だとおっしゃるなら、これはわかると思うのです。農協の留保所得のほうは、これは全然なかつたのですか。あとの特定医療法人とかの問題は少額のこと、そこはだるる必要はないのですが、これが五億ありますから、これはどういうことですか。

○政府委員(松井直行君) 事実をありのままに申し上げます。税制調査会の答申が出ます段階では、ほかからの要請も、したがって税制調査会の場におきます議論もなかったものでござい

○成瀬幡治君 私のほうの党としては、大体柴谷君がいろいろなお尋ねすることになっておりますから、私は少し技術的なことで、ちょっとこまかい点でお聞きしようかと思ひますけれども、この芸能法人における報酬または料金ですね、これは今度所得税の源泉徴収を行なうというのですが、具体的にどうやっておやりになるのですか。そのつどおやりになるのですか。

○政府委員(松井直行君) 御存じのように、芸能法人の、個人の才能が中心であつて個人プレーでありませんが、それが法人組織をとっている芸能法人がございまして。それから、何々劇団とかんとかいふ名前をとつておるものがありますが、法人税の申告状況等をいろいろ見ても、必ずしも適正な申告をしておるようには見えな

○成瀬幡治君 あなたが例にとられるNHKだとかラジオというものは、私たちにわかるわけですね。ところ

が、興行者がたとえば何々劇団ということで申し込んで、ある興行会社というのですか、そういうのがしっかりしたところならいいけれども、そういうのは何でいいけれども、どういふ表現をしたらいいかわかりませんけれども、やみというのはいかぬので、そういうふうなところでも多分にその興行があるのじゃないですか、地方で、あるいは都市で。そういうようなところでもそういう税の徴収をやらせることが出来るものですか。

○政府委員(松井直行君) その演芸をやりますと勧進元といふんです、現在におきましてもしかりした勧進元が芸能人を引っぱつてきて演劇をやるといふのが普通でございまして、その人が源泉徴収するときに払う相手方が一体個人なのか法人なのかによりまして、源泉徴収したりしなかつたりするといふ非常に不便があるといふのが一つございまして。現にそうした芸能人を引っぱつてくる勧進元である興行者は、現在におきまして源泉徴収をやつておるという実績もございまして、むしろ今後は支払いを受ける者が法人であるかと個人であるかと全部源泉徴収をするのだとなつたほうが明確でござい

○成瀬幡治君 私は遊興飲食税というのは非常に疑問があるわけですよ。私が疑問でなくとも、あなたたちでもこの遊興飲食税のことについては御存じだ。そういうような形になりはしないか。いわゆる興行主が税は取つたといふけれども、あなたのほうには納めな

いという。そういういろいろなことがありはしないかという点を心配して、お尋ねしておるわけですね。

○政府委員(松井直行君) この興行主の源泉徴収義務としての義務につきましましては、現在もやつておるのでございまして、やはり税務署等におきまして、そうした源泉徴収義務者に対する監査を一そう徹底してやるといふことでもって全うできる問題じゃないかと思ひます。

○成瀬幡治君 普通、所得税の源泉徴収は大体九八%とかいつておられますが、こういうことに関してはやはり一〇〇%いくものですか。こういう徴収のことについて自信があつてこういう改正をされたのか。その辺のところ

○政府委員(松井直行君) 御心配の筋はよく理解できるところでございまして、むしろ私たちが心配なのは、芸能法人に泡沬的なものが多いわけございまして、その興業主のほうは芸能法人とはまた違つて、その泡沬的存在である芸能法人のほうに課税が徹底して行なわれないといふ心配があるといふところに、重点を置いておるわけござい

○成瀬幡治君 そうすると、芸能法人というんですか、これは届け出がなく、クラブとかいろいろのものがあつて、思うのですが、たとえば夜おでん屋を流して、あれも芸能法人になつておる。私はよく知りませんが、ああいうものわかりませんか。ああいう

のでも芸能法人と認定するわけですか。あるいは最近いわれることは、料亭などに入るのに、芸者さんじゃなく、何々クラブといったようなことで派遣されて、同じようなことをやる、そういう組織があるといふことも聞いておる。そういうようなものも芸能法人と認定をするわけですか。

○政府委員(松井直行君) 現在、個人の資格で源泉徴収を受けております対象が、映画演劇の俳優、映画監督、楽士というふうなものでございまして、そういうものを雇用してサービスを提供することを事業の内容にしておる法人というわけでございます。

○委員(新谷三郎君) 速記をとめて。
〔午後二時四十九分速記中止〕
〔午後三時八分速記開始〕
○委員長(新谷三郎君) 速記を起こしてくだい。

○成瀬幡治君 私は、この芸能法人から受ける報酬または料金についての新たな所得税の源泉徴収を行なうとしておるわけですが、これについてはどのぐらゐの徴収を見積もつておるのでござい

○政府委員(泉美之松君) これは、従来源泉徴収のやり方について、個人と芸能法人に属する場合とで源泉徴収のやり方が違つて、源泉徴収をするといふという差があつたために、源泉徴収事務上困るといふことから、こゝういふふうに規定を直すものでございまして、これによつて増収をはかるといふ性質のものではござい

○成瀬幡治君 そうすると、大体減税額等をお尋ねしてお答え願つたわけですが、減税になるほうで譲渡所得ですね、いままでの三十万円を四十五万円までに引き上げられた、これはどのぐらゐの見積もつておられますか、これのための減税。それから寄附金、それから短期投資のもの、それから勤労学生。

○政府委員(泉美之松君) 譲渡所得関係におきましては、減収と増収と二つあるわけでございます。いままでの控除額の十五万円を三十万円を免税点として、三十万円から四十五万円までの控除額を引き上げることによります減収額は十億円、それから三年未満の保有の譲渡による所得の二分の一課税をしないことによる増収、これが六億円、差し引きいたしまして四億といふのがこの減収計算として出ておるわけ

○成瀬幡治君 そう言わずに、寄付金の控除額を引き上げましたね、それは幾らになりますか。

○政府委員(泉美之松君) それはこれから申し上げます。寄付金の控除が、控除額の引き上げによりまして二億円減収になります。勤労学生の場合は、いままで所得二十万円を限度としておりましたのを、最近の所得の増加から見まして二十五万円にしたといふので、これによる減収はきわめて少額でござい

るうとすれば、それは税法整備の問題としてやりなさいという御発言もあつたのでありまして、税制調査会はその問題について反対の御意向ではなかつたと考えております。

それから、それ以外の特別措置になりますと、損害保険料控除につきましては、一部の委員からこれをやったらどうかという意見がございましたけれども、審議を十分に尽くす余裕がございませんでしたので、答申事項に入っておりません。これは税制調査会にはおそれ、おそらく賛成の方と反対の方と二通りの意見が出たのではなかつたかと思つております。それ以外の配当課税措置の拡充、証券投資信託の収益分配金の分離課税、それから農業協同組合等特別法人に対する法人税の法人の所得を留保した場合の留保の二分の一に對して法人税を課税しないということ、特定の医療法人に対する税率を軽減すること、これについては税制調査会におはかりしませんでしたけれども、税制調査会は反対と思つております。

○成瀬輔治君 あなたがおっしゃったように、はかれば反対かもしれない、あるいは半々の意見だということもあるけれども、いろいろあると思ひますけれども、それをあえておやりになった。この損害保険控除の問題は、私も資料要求をいたしましたから、その場合にひとつ議論しようと思つておりますが、この際特定医療法人の問題なんかは非常に少額の問題ですから、あまり問題にする必要はないと思ひますが、農協のあなたのおっしゃる留保所得、これをおやりになったというのは、どういふ判断でおやりになったのですか。

○政府委員(泉美之松君) この問題に

つきましては、成瀬委員御承知のとおりだと思ひますが、長い間の経緯があるわけでございます。以前こういった農業協同組合、あるいは漁業協同組合、中小企業協同組合におきましては、戦後経済状態の変遷によりましてそういった協同組合の経営が円滑にいかないで、非常な赤字を生じたときがあったわけでございます。そこで、その再建整備をはかるということからいたしまして、再建整備をはかる場合には、出資の四分の一に達するまでは留保した所得の全額に對して法人税を課税しないという法律の規定が租税特別措置法の中に現在もあるわけでございます。それでやっておいたわけでございます。ところが、大昭和三十六年ごろから、そういった意味での再建整備を終了することになりまして、そういった法人に對して法人税がフルにかかることになったわけでございます。ところが、再建整備を終わったものもあるし、まだ一部には再建整備をやっているものもあるわけでございますが、その状況を見ますと、再建整備を終わったといつても、やっと終わったというだけで、まだその内部留保は十分でなく、出資の四分の一に達しない組合が相当多いわけでございます。そこで今回、御承知のとおり、所得倍増計画の推進にあたりまして、とかく農業及び中小企業の場合にそれが立ちおくれがちである。したがって、農業及び中小企業の近代化を促進するため、そういったものの組織する協同組合を強化する必要があるということが主張されておるわけでございます。その強化をはかる意味におきまして、

そういう協同組合の内部留保をもっと強固にしていこう。そして協同組合を堅実な形に持っていきたいということになりまして、そこで従来再建整備の場合にだけそういう特例を設けておつたのでございますが、再建整備の段階でなくとも何らかの特例を設けたらどうかということになりまして、そういった点からいたしますと、出資の四分の一に達するまでは従来と同じだけれども、今度は留保した額の全額でなしに留保した額の半額だけ法人税を課税しないという形にして、再建整備の間のバランスをはかりながら、いま申しましたような農業協同組合などの内部留保を強固にして、組合としての活動が活発にできるようにしようという趣旨で、そういうふうな制度を設けるといふ提案をいたしておるのでございます。

○政府委員(泉美之松君) これはまあ再建整備という事柄からいふ特例を設けておるのでございますので、それ以上再建整備といつたような特別の事情がなく、農協を強化すればいいじゃないかという、それは一つの政策でありまして、それはいさゝか、そういう点からいへば、ひとり農協とか漁業協同組合であるとか、中小企業協同組合とだけではないに、強化をはからなければならぬものがあるのじゃないか、そういう意見が税制調査会に出て、そういう何か特別の、再建整備というふうな特別の事情がない限りそういう特別措置をやたらにふやすべきじゃないかというのが税制調査会の考へでありますから、おそらく私は反対されたと推測しておるのであります。

○政府委員(泉美之松君) その点になると、はなはだむずかしい、私は税のことより存じないのでありますが、たしか金融の面におきましては、農業協同組合を通じて金融をする場合、農林中央金庫から農民に直接は貸さないけれども、農業協同組合を経由して農民が金融を受けることができるというふうになっておるはずでございます。そして、そういった金融面におきましては、こういった協同組合を通ずる金融というのは相当行なわれておると思ひます。それから、農産物の販売とか農業の資材の購入とかいう点につきましては、これは協同組合を通じてやっておりますことは御承知のとおりであります。それは特別といえるかどうかわかりませんが、それだけでも、いづれにしても、協同組合を通じてそういう活動は相当行なわれておると思ひます。

○成瀬輔治君 石油資源の開発です、これは欠損続きだと思ひますけれども、しかし、どのくらい欠損があつて、これはどうにもならぬものなんですか。

○成瀬輔治君 説明はわかりますのですけれども、大体その再建整備で現にあなたは残つておると、こうおっしゃいますけれども、再建整備の適用を受けて、ほんとういふば優遇されたわけなんです、それで再建整備をしたものの上に、今度は上積みでこれだけ優遇されようとする特別な理由は、なるほど所得倍増政策等で底辺でなかなか困難なところであるから、そういうものを勘案しながら、その格差は正というふうな意味合いでやつたんだ、こういうことで、わかりませんが、それじゃこれに對してあなたは税制調査会にはかつたらたぶん反論があるだろう、こゝうおっしゃる。反論の根拠は、どういふ点であなたはその反論が多いだろうと予想されたわけですか。

○成瀬輔治君 この租税特別措置法全体に對しての私は議論にもなつてくると思ひますが、大蔵省としては、現時点においては租税特別措置法の拡充もやむを得ないじゃないか、拡大していくこともやむを得ないじゃないか、非常にアンバランスのものがあるならばやむを得ないじゃないかというふうな、そういう措置で対処しておみえになると思ひますが、そういう中で、農協にしても、あるいは漁業協同組合にしても、事業協同組合にしても、商工組合でもいいますが、別途に、これにからんで何かほかにかういふものに対して優遇措置ですか、税法外に何か優遇措置がとられておりましたか。あなたは税のことしか知らぬとおっしゃるかもしませんが、そうでなしに、政策面でかういふものを何か優遇しておる措置がとられておりますか。とられて

○政府委員(泉美之松君) 石油資源開発株式会社は、昭和三十年から事業を開始しておるわけでございますが、御承知のとおり、この会社はわが国の乏しい石油資源を採掘してやつていくといふことからはじまして、三十年から三十四年まではずっと欠損続きでござ

三

た経緯があるのであります。そういう点からいたしますと、それにならってできております日本の輸出所得控除にも、やはり同じようなことと考えられざるを得ないわけでございまして、そういういった各般の事情から考えまして、また昨年、わが国がイギリスと通商航海条約を締結いたしました際、その点が問題になりました、大平外務大臣から、この日本の輸出所得控除は来年三月、つまり三十九年の三月の適用期限到来とともに廃止する意向であるという旨をイギリスの外務大臣に書簡をもって知らせておるといふような経緯もございまして、この制度は廃止するものが適當であらう。

しかしながら、輸出振興ということ、現在の国際収支がきわめてデリケートな状態にありますわが国としましては、輸出の振興は今後とも努力いたさなければなりません。そういう

点から、ガット規定に反しない範圍において輸出振興のための制度を税制上も設けるべきではないかということになりました。ガットの規定に反しないものとして検討して立案したが、今回の四つの新しい制度でございます。

このうち、輸出特別償却の制度は、これは多少趣旨は違いますが、フランスにもある制度でございます。それから、これはもちろん直接税の減免ではなくて、延べ措置でございます。したがって、ガットの規定には触れないという解釈になります。

その次の、技術輸出所得控除の拡張存続という点につきましては、ガットの十六条の規定は、その補助金をエクスポート・オブ・プロダクトというこ

とになっております。いわゆる生産品の輸出に対してということになっておるわけでありまして、ところが、技術、いわゆる特許権であるとかノウハウであるとかいったようなものは、いわゆるプロダクトではなしに、むしろ資本と考えられるのが普通でございまして、したがって、こういった技術輸出の内容になるものは、いわゆるプロダクトとしてガット十六条四項の規定の対象にならない。むしろ各国はそういった技術輸出は歓迎すると。それによって国内産業が興ることを歓迎するといふ意味合いにおきまして、そういったものについてはむしろ喜んで受け入れたいということでありまして、これはガット十六条四項に該当しない。

それから、その次の海外市場開拓準備金、これはまあ実はオーストラリアでやった実績があるわけがございまして、もっともオーストラリアはガットの適用上はわが国と同様B宣言国でありまして、まだA宣言国になっておりませんので、しかしこの制度は先ほど申し上げましたように、やはり直接税の減免ではなくて、課税の繰り延べ、特定の海外市場開拓費を支出するため、特定の海外市場開拓費を積み立てておいて、そういう特定の支出が起きたときに取りくずして使うという点で、課税の繰り延べでございまして、これによって税負担が永久に免税になるというものではございません。そういう意味ではガットの規定に触れないという解釈になるわけでありまして、

それから、新開発地域に対する投資損失準備金の制度は、これは実はドイツにある制度でございまして、今回の立案にあたりまして、ドイツの制度

を参考にいたしましたのでございまして。これはもちろん低開発国の開発促進と国際協力の一環として各国が低開発地域の開発促進のために努力しておるわけがございまして、そういうことと結びついておる制度でございまして、さらに課税の繰り延べ措置でありまして、いわゆる直接税の減免を行なうものではございせん。やはりガットの規定に触れない、こういう解釈でわれわれはおるわけがございまして。

こういう点からいいますと、かりにガットにおきまして問題になろうとがございまして、ガットの現在の十六条四項の解釈としては、こういう解釈は有効に成立すると考えておるのでございまして。

○成瀬精治君 それに関連して一言だけ。試算表をあなたの方につくっていただきたいのですが、なるほど輸出特別控除で大体百四億の減税になるとおっしゃるのですが、私が非常に心配しておるのは、私のほうもひとつ試算表をつくってみたいと思いますが、この間も大蔵大臣にも申し上げておいたんですが、今度は普通資産債権になるわけですね。で、そういう場合に、中小企業の人、たとえばばくが承知しておる一つの会社の例をとりますと、大体輸出総額が四億ある。輸出オンリーである。そうすると、三千二百万円の――そこが利潤が約一割と踏めば四千万円ですが、四千万円の八割が輸出控除の恩恵に浴しているんですね。ですから四、八、三千二百万円あった。今度そういうところの普通資産がどのくらいあるかということがひとつ問題になるわけですが、大体私らが踏んでみても、一億から二億くらいの資

産しかない。これが資産債権をされる場合に、大体十五年ないし十七年のものだと思うのです、ずっと計算をしてみますと、かりに一億の資産があつてやりますと、輸出オンリーだけでやれば非常に今度は償却が少なくなる。そこで、中小企業の――総額としては百五億も百四億もあるのだから、非常に何か輸出振興に役立っているように見えますけれども、中小企業が持つておる普通資産債権から試算をしてみますと、私は中小企業の人たちの輸出恩恵になつていないのじゃないか、そういう立場をとるわけですね。いや、そうじゃないのだ、輸出産業が当たつておる人たちは非常に資産が多いのだ、だから、これでやればこういうふうになるのだ、というところまで検討をして私はおやりになつておるのとおもうので、でないか、大資本と申しまうか、大きな固定資産を持つておる人たちはこの恩恵にうんと浴して、そのしわ寄せが全部中小企業にぶつかつてくる。いままでとえらい違いになつてくるんじゃないかということをお心配しておるわけですね。ですから、その点はどうか、これを設けることにつきましては、私どもとしましては、ぜひ、説明がしてもらいたい。

○政府委員(泉美之松君) お話の点は、あとで試算表としてお目にかけたと思います。今回の措置は、従来の輸出所得控除制度にかえて設けましたすべてを合わせて考えていただかないと、輸出特別償却だけでそれをカバーしようというわけにはなかなか参らないと思うのでございまして。海外市場開拓準備金――中小企業の場合には、新開発地域に対する投資損失準備

金を設けることはおそろくなからうと思う。技術輸出もはたしてあるかどうかはわかりませんが、おそろく輸出特別償却と海外市場開拓準備金、この両方が当然適用になります。この両方を合わせたところでごらんいただかないと、うまくないと思ひます。いろいろ私ども検討いたしました。確かにお話のとおり、設備をたくさん持つておるところは特別償却によって受ける恩恵が多うございまして。これはお説のとおりでございまして。しかし、その場合におきまして、輸出割合が多ければ大きいだけ特典を受けるわけがございまして、いかにたくさん設備を持つておられても、全製品のうち輸出する割合が少ないと、たいして特典は受けないのでございまして。したがって、輸出をたくさんしておる中小企業におきましては、かなりの特典になる計算になつております。

それから、市場開拓準備金のほうは、まあいざわかれわれ税制の立場から参りますと、実は利益留保の準備金という色彩が強いのでございまして、その点から、これを設けることにつきましては、私どもとしましては、ぜひ、説明がしてもらいたい。で、先ほど成瀬委員のお話のように、従来の輸出所得控除は、中小企業、輸出を行ないます中小企業にとって相当の特典であつたわけがございまして。ところが、いま申し上げました特別償却とかあるいは技術輸出所得控除であるとか、あるいは新開発地域に対する投資損失準備金だけで、とうていそういった中小企業を救うことが十分でないという判断のもとに、利益留保の準備金という色彩で、

税制上はどうもあまりかんばしくないでございましてけれども、特別の意味で市場開拓準備金を設けたいと中小企業が困るだろうということからいたしまして、この制度を設けたのでございまして。

さらに、中小企業の場合には、各個が積み立てるよりも、組合なんかをつくつて積み立てておいて、組合として一体的に活動したほうがより有効にくのではありませんかということからいたしまして、普通の場合ならメーカーは一・五%のやつを、中小企業が商工組合などをつくりました場合におきましては、その限度を二・五%まで引き上げましてやれるようにしようというふうなことを考えたのでございまして。そういう意味で中小企業のためには相当努力いたしましたのでございまして。

○成瀬精治君 これは私はきょうここで議論をしようとは思つていないわけですね。というのには、こういうことが問題だと思つておる。たとえば、いままで輸出の大部分を占めておつたのが中小企業じゃないかと思う。したがって、恩恵に浴しておつたのも中小企業の人たちが輸出控除の恩恵を受けた。これが今度は固定資産のほうに振りかわつてまいりますから、固定資産というものが非常に中小企業の人たちには少ないじゃないか。たとえば、タイルをつくつておる人たちがどれだけの固定資産を持つておるか、あるいはナイフやフォークをつくる人たちがどれだけのそれじゃ設備をもつてやつておつたかといへば、非常に問題であつて、やつぱり努力だけであつて、家屋も土地も借り家で借りたりしてやつておつて、そうして輸出をかせいでおつた人が多

いじゃないか。それが何かこの資産のほうだけに乗りかわって、これがやっぱり中心になるのですよ。それで、こう輸出ドライブ策になるとするならば、たいへんなことになりはしないか。数字はなるほど百四億と出ておったり、あるいは海外市場調査費のほうに百十四億と出ておるけれども、なかなか容易なものじゃないのじゃないか。

そういうことで、そこでひとつお願いしたい点は、あなたのほうもひとつ試算はじいてみて、そうじゃないのだと、やはりあまり現状と変わっていないということになれば、この次ひとつこの問題についてはあらためて、私のほうも試算表を出しながら議論してみたいと思います。

○委員長(新谷實三郎君) 本日の審議はこの程度にいたしました。次回は二十四日午前十時に委員会を開くことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時七分散会